

第1回福祉のまちづくり推進協議会の意見概要

※令和3年2月5日書面開催

1 会長の互選、副会長の指名及び部会の設置について<前回資料1>

- ・会長は引き続き高橋儀平先生にお願いでき、たいへんよかった。これまでの福祉のまちづくりの流れの中で、現在どういうところに居て、これから何をを目指すのか、そんな議論をリードしていただけることと信頼している。
- ・副会長の小山聡子先生は障害者施設での現場職員のご経験があるということで、たいへん心強い。当事者の気持ちに寄り添いつつ、学識経験者としての客観的な視点からも示唆していただけることと期待している。
- ・専門部会の設置は、より深い議論を進める上で必要と考える。

2 第13期東京都福祉のまちづくり推進協議会の審議事項等について<前回資料2-1>

(1) 審議テーマ案について

- ・第13期では、行政、事業者、障害当事者を含めた全ての都民が一体になって福祉のまちづくりを推進し、都民一人一人がまちづくりの主体であるということを前面に打ち出せたらいい。
- ・ユニバーサルデザインという言葉を知っている都民は約3割ということからも、障害の社会モデルの考え方と併せて広めていく必要がある。さらに、新しい日常生活への移行期であることも含めて、「10年後の東京を見据えた」という視点は的確かと思う。
- ・審議テーマ案である「10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進について」は10年後という実現性のあるテーマでとても良いのではないかと思います、賛同する。
- ・10年後を見据えたバリアフリーの推進について考えて行くことに賛同する。世界に先んじて、超高齢社会を迎えた首都東京のバリアフリーにおける先進的な姿を、モデルとして世界に示すことが必要だと思う。
- ・審議テーマ案に「10年後の」とあるが、10年という期間を設定した具体的理由、意図について、今後の協議会での議論におけるビジョンの明確化、意識共有のためにも示してほしい。

(2) 今後の検討事項等について

ア 総論・新しい日常におけるバリアフリー化の推進について

- ・国のバリアフリー法や各種ガイドラインの改正が進んでおり、整備基準やマニュアルの改正が求められているように感じる。

- ・コロナウイルスの感染拡大により、新たな課題が浮上している。コロナ禍で浮き彫りとなった課題の把握と新しい日常におけるバリアフリーについて、長期的な視点に基づく検討が必要ではないか。
- ・新しい生活・活動様式の実践によりコミュニケーションの方法が多様化し、新たな課題が出てきたが、同時に新たな可能性も出てきた。デジタル化、ICT、MaaS といった、新しい情報技術の進展に伴う、ユニバーサルなまちづくりの在り方を議論したい。
- ・2月の福島県沖地震で避難所の様子が映し出されたが、個々のシェルターが設置されていた。コロナウイルス感染予防やプライバシー保護には有効と思うが、周囲の様子が見えず、中の状況も把握できないので、情報保障や円滑な支援に支障が出てくることも懸念される。

イ 当事者参画の更なる展開について

- ・東京2020大会に向けては、国際パラリンピック基準等も踏まえ、当事者参画により競技場やその周辺の整備を進めた。その前進面を評価し、取組を競技場やその周辺だけでなく全都的に広げる必要がある。
- ・今後、専門部会によって東京2020大会時のBF状況調査の内容検討と実施が進められると思うが、ポジティブ、ネガティブ双方の視点で意見を吸い上げることができるよう期待したい。

ウ 心のバリアフリーの理解促進について

- ・「心のバリアフリー」については、一人でも多くの人の心に響く事業展開こそ、人々の理解を深めると思われる。
- ・バリアフリー化の推進にあたっては、専門的なハードの指導も必要だが、バリアフリーに対する意識をより一般の人々に理解してもらう必要もある。
- ・東京は、平和・人権・平等の精神の上に立ちオリンピック・パラリンピックの準備を進めてきた。このことは今後も活かされるべきであり、障害者権利条約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約等を広めることが、心のバリアフリーの理解促進に繋がると思う。

エ 誰でも利用目的どおりに使える環境整備のためのハード・ソフト対策について

- ・障害者を雇用しようと思ったタイミングにバリアフリー化対応をするのは時間がかかるため、オフィスビルなどは最低限のバリアフリー化ができていると、スムーズな障害者雇用促進につながる。
- ・共同住宅の利用居室内のアクセシビリティについては、国の規定がない。住宅のアクセシビリティについて都が率先して取り組むべきではないか。

- ・都市整備局は令和元年度に「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」を出したが、ホームドア・可動式ホーム柵の設置の前倒し、駅のワンマン運転化・無人化の課題、駅員の研修、駅ホームと車両の段差を解消するための技術開発等について議論したい。
- ・隣接する区にまたがる都道の歩道への誘導用ブロックの設置や、隣接する都道と区道の誘導用ブロックを連続して設置するにあたっては、都が多くの方の意見を積極的に聞くようにしてほしい。

オ 生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進について

- ・生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進に当たっては、当事者の様々な体験を踏まえて検討したい。
- ・生活に身近な建築物等のバリアフリー化の推進に当たっては、問題点をより良くしていく仕組みを検討していきたい。
- ・古い建物は特別特定建築物であってもトイレやエレベーター等において使い勝手や安全性の面で問題のあるケースも見受けられる。大改修でなくともバリアフリー化を促進する仕組みが必要ではないか。

カ その他、バリアフリーの推進について

- ・防災対策については災害時要配慮者対策を検討する場を設け、今般の感染症対策も含めた、ハード・ソフトの総合的な検討を行う必要がある。

3 障害者差別の解消を推進する取組について<前回資料3-1>

- ・差別解消条例の動向については、国の動向も含め別途の場で詳細な協議がなされていると推測されるが、当推進協議会においても障害者差別解消支援地域協議会の動向を教えてほしい。福祉のまちづくりが新たな段階に入り、ハード・ソフトの連携がますます重要と認識しているのでより具体的な報告を希望する。
- ・リーフレットの作成や研修事業などの取組によって差別解消推進の目的がいかに達成されたのかということと、今後検討すべき課題について示してほしい。
- ・「障害者政策委員会資料」について、この国の動きを東京都としてはどのように受け止め、どのようなアクションを取ろうとしているのか説明してほしい。
- ・差別の定義について、国内法および都条例では「障害を理由とする差別」となっているが、権利条約では「障害に基づくあらゆる差別」となっている。差別の定義を明確にするために、都条例では権利条約に合わせた表現にすべきではないか。

会長の互選、副会長の指名及び部会の設置について

東京都福祉のまちづくり推進協議会設置要綱に基づき行われた会長の互選等について御報告いたします。

1 設置要綱第2の1に基づく会長の互選について

本協議会の開催に先立って委員の皆様にお諮りした結果、高橋儀平委員が選任されました。

2 設置要綱第2の3に基づく副会長の指名について

会長の指名により、副会長は小山聡子委員にお願いすることといたします。

会長推薦文

小山聡子委員は、福祉のまちづくり分野や社会福祉学、障害学における造詣が深く、現在も日本福祉のまちづくり学会の会長として優れた調整力を発揮されているなど、多方面にわたる御実績から副会長に適任と考えます。

3 設置要綱第6の1に基づく部会の設置について

本協議会の開催に先立って委員の皆様にお諮りした結果、異議がございましたので、本協議会に部会を設置し、設置要綱第6の2により、会長が部会長を兼ねることといたします。

第 13 期東京都福祉のまちづくり推進協議会の 審議事項等について

1 協議会の概要

- 知事の諮問に応じ調査審議するための附属機関として、福祉のまちづくり条例に基づき設置（平成 7 年 3 月設置）
- 条例定数 30 名以内
→ 第 13 期の委員数は 29 名
（学識経験者、民間事業者、障害者団体等の都民、関係行政機関）
- 任期 2 年
→ 第 13 期の任期は令和 3 年 2 月～令和 5 年 1 月
- 専門的事項を審議するための専門部会を下部組織として設置
- 「東京都福祉のまちづくり推進計画（資料 2－2 参照）」に関する事項及びその他福祉のまちづくりの推進に関する事項を審議事項として、各期ごとに設定

2 第 12 期の審議事項

- 「東京 2020 大会を契機としたバリアフリー化の推進に向けて」をテーマとして審議し、令和 2 年 10 月に意見具申（資料 2－3 参照）

3 現状と課題

- 都は、東京 2020 大会開催とその先を見据えて、平成 31 年 3 月、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画である「東京都福祉のまちづくり推進計画」を改定

- また、国等の動向を踏まえ、観覧席のサイトラインの確保や宿泊施設の客室、公共交通施設の移動等円滑化経路の最短化・複数化などの基準に関する福祉のまちづくり条例施行規則を改正
 - 東京 2020 大会で使用する都立競技施設の設計段階において、当事者、専門家の参加によるアクセシビリティ・ワークショップを開催し、誰もが利用しやすい都立競技施設を実現
 - 東京 2020 大会を契機としたこれらの取組等により、当事者参画の取組の推進、大会会場周辺を中心とした施設整備等、情報バリアフリーや心のバリアフリーなどのバリアフリー施策を推進
 - 新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、東京 2020 大会が延期(オリンピックは令和3年7月23日から8月8日まで、パラリンピックは令和3年8月24日から9月5日まで)
- ⇒ 東京 2020 大会を契機としたこれまでの取組を踏まえつつ、新しい日常において、全ての人が平等に社会参加し、安全、安心、快適に過ごせる社会を実現するため、バリアフリー推進の在り方等を検討する必要がある。

4 審議テーマ案

10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進について

ユニバーサルデザインの理念に基づき、全ての人が暮らしやすく、訪れやすいまち東京の実現を目指して、東京 2020 大会を契機としたこれまでのバリアフリー化の取組の成果を検証し、コロナ禍で浮き彫りとなった課題を踏まえて、10 年後を見据えた新しい日常におけるバリアフリーを推進するための施策の方向性を検討する。

（主な検討事項）

- 東京 2020 大会を契機として進展した当事者参画の更なる展開
- 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進
- 誰でも利用目的どおりに使える環境整備のためのハード・ソフト対策の充実
- 生活に身近な建築物等におけるバリアフリー化の推進
- その他、バリアフリーの推進に関する検討事項 など

5 今後のスケジュール

別紙のとおり

第13期福祉のまちづくり推進協議会 今後のスケジュール

開催日程	開催回	議題案
令和3年2月5日 (書面開催)	第1回推進協議会	・会長の互選、副会長の指名及び部会の設置 ・第13期の審議事項等 ・その他
令和3年6月25日	第1回専門部会	・公共トイレの整備の新たな方向性について ・その他
令和3年10～12月	第2回専門部会	・施設管理者向けハンドブック案の検討 ・都におけるバリアフリー化の進捗状況 ・その他
令和4年1～3月	第3回専門部会 第2回推進協議会	・施設管理者向けハンドブックの報告 ・その他
令和4年4～5月	第4回専門部会	・意見具申骨子の提示 ・その他
令和4年6～7月	第5回専門部会	・意見具申案の検討 ・その他
令和4年10～12月	第6回専門部会	・意見具申案の検討 ・その他
令和5年1月	第3回推進協議会	・意見具申

(注) 日程及び議題は変更の可能性があります。

障害者差別の解消を推進する取組について

1 平成30年度

(1) 「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」の制定

(2) 普及啓発

- ア 東京都障害者差別解消法ハンドブックの改定（2万部）
- イ 東京都障害者差別解消条例リーフレットの作成（8万4千部）
- ウ 障害者差別解消条例普及啓発パンプレットの作成（4万5千部）
- エ 障害者差別解消に係る障害者団体向け説明会の開催
- オ 障害者差別解消に係る事業者向け説明会の開催
- カ 都民向けシンポジウムの開催
- キ 出前研修の実施
- ク 障害者理解促進のための特設サイト「ハートシティ東京」の改修

(3) 東京都障害者差別解消支援地域協議会の開催（年2回）

障害者差別に係る事例共有、関係機関の連携推進等により、障害を理由とする差別を解消するための取組を行う。

(4) 区市町村との連携

- ア 障害者権利擁護区市町村連絡会の開催
都内を10ブロックに分け、都及び区市町村の担当者を構成員とし、
情報共有、意見交換等を行う。
- イ 区市町村向け研修の実施

(5) 都職員等への研修

- ア 職員向けeラーニングの実施
- イ 職員向け説明会の開催
- ウ 各局担当者向け説明会の開催
- エ 管理職向け研修の実施
- オ 東京都監理団体向け説明会の開催

2 令和元年度

(1) 普及啓発

ア 事業者向け障害及び障害者理解研修事業の実施

障害当事者を講師として招き、障害者との対話を通して事業者の障害及び障害者への理解促進を図る。都内を10ブロック程度に分割し、ブロックごとに地域に密着した形で開催。

イ 普及啓発動画の改修

ウ 都民及び事業者向け説明会の開催

エ インターネット都政モニターアンケートの実施

(2) 東京都障害者差別解消支援地域協議会の開催（年2回）

(3) 区市町村との連携

ア 障害者権利擁護区市町村連絡会の開催

イ 区市町村向け研修の実施

(4) 都職員等への研修

ア 職員向けeラーニングの実施

イ 職員・東京都監理団体向け説明会の開催

ウ 管理職向け研修の実施

3 令和2年度（予定）

(1) 普及啓発

ア 相談事例集の作成

イ 事業者向け障害及び障害者理解研修事業の実施

ウ 都民及び事業者向け説明会の開催

(2) 東京都障害者差別解消支援地域協議会の開催（年2回）

(3) 区市町村との連携

ア 差別解消支援地域協議会活動促進事業の実施

身近な地域において、子供の頃から障害に関する知識・理解を深められるよう、区市町村が設置する障害者差別解消支援地域協議会における取組を支援する。

イ 障害者権利擁護区市町村連絡会の開催

ウ 区市町村向け研修の実施

(4) 都職員等への研修

ア 新規採用職員向け研修の実施

イ 職員向けeラーニングの実施

ウ 職員・東京都監理団体向け説明会の開催

エ 管理職向け研修の実施

障害者差別解消法の改正に盛り込む事項（案）

- 1 事業者による合理的配慮の提供を義務化
- 2 基本方針に定める事項を追加（障害者差別に関する支援措置〔相談体制等〕の拡充を想定）
- 3 障害者差別に関する相談体制の整備として人材の育成及び確保などを明確化
- 4 地域における障害者差別に関する事例等の収集、整理等を明確化
- 5 国及び地方公共団体の連携協力に係る責務を追加

※ 施行日：検討中（相応の準備期間を設ける予定）

（参考） 法制定時は、公布日から約3年後に施行